

## 町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業（野立太陽光）仕様書

### 1 事業の名称

町有地を活用した再生可能エネルギー導入事業（野立太陽光）

### 2 事業目的・概要

本事業は、脱炭素社会の実現に向けた施策の一つとして、町有地を活用した再生可能エネルギーを導入するものである。自己託送方式やPPA方式その他の方式により、当該地への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、事業終了後に撤去する。これにより、再生可能エネルギーの推進と温室効果ガス排出量の削減に資することを目的とする。

### 3 事業期間

事業期間は太陽光発電設備の運転開始から20年間とする。ただし、町と協議の上、事業期間の延長ができるものとする。

### 4 事業内容

- (1) 事業者は町有地を賃借して当該地に太陽光発電設備を導入する。対象地は「5.対象地」とおりとする。また導入にあたり、事業者又は事業者が指定する第三者（以下、「事業者」という。）は設備の設計・施工・施工監理業務、施工に関連する手続及びその関連業務を行う。事業者は令和8年3月31日（火）までに太陽光発電設備を導入し、稼働するものとする。ただし、電力会社との系統接続に関する手続により稼働できない場合は、町と別途協議するものとする。
- (2) 事業者は、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行うものとする。また、事業者は当該設備で発電した電力を電力会社が保有する送配電網を経由して町内の事業所等、又は町外に供給するものとする。設備に異常又は故障があり施設に影響を及ぼす場合は、速やかに設備を停止し、点検の上、機能の回復を行うものとする。
- (3) 事業者は、当該設備により発電した電力の供給実績について町に報告するとともに、供給に伴う温室効果ガス排出量削減効果の算定を行う。なお、報告頻度は年1回とし、時期については町と協議の上決定する。
- (4) 事業者は、事業期間終了後、設備を撤去し、原状回復する。

- (5) 事業者は、関係法令に基づく町との協議や地域住民への説明会等の手続を行う。
- (6) 事業者は、原則、賃借範囲等における維持管理を実施するものとし、詳細については、町と協議の上決定する。
- (7) 事業実施にあたり予測される「金銭的リスクと責任分担」について、別紙1のとおりとする。

## 5 対象地

旧下澤産業跡地（別紙2「対象地図」参照）

ア 住 所 富山県下新川郡朝日町東草野字西又 537 番 4 外 36 筆

イ 公簿面積 18,765.75 m<sup>2</sup>

ウ 賃借料 年額 85 円/m<sup>2</sup>以上とする。

## 6 太陽光発電施設設置計画における諸条件

- (1) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動並びに衝撃に対して耐える構造とするものとし、確認結果を町に報告すること。
- (2) 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- (3) 日影、反射光、輻射熱及び騒音等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- (4) 既設設備（水質検査用井戸）等の保守点検や隣接地に支障が生じないようにすること。

## 7 太陽光発電施設建設に関する諸条件

- (1) 対象地については、土壌の性質上、コンクリート基礎等により施工すること。

- (2) 施工にあたり、町が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- (3) 工事中の安全対策の実施、町内会及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- (4) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止や安全対策に万全を期すこと。
- (5) 事業者は、事業用地として賃借する町有地の測量（実測）行うものとし、その費用は事業者の負担とする。

## 8 太陽光発電施設維持管理に関する条件

事業者は本事業により、町及び第三者に損害を与えないこと。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入すること。また、その他の具体的な対応方を講ずること。町及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負うものとする。なお、事業者が責任を負うべき事項で、町が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

## 9 賃借料

賃借料は、電力会社との系統接続日から土地の返還が完了するまでとするが、系統接続前の土地の占有期間の賃借料についても提示するものとする。

## 10 費用負担

本事業における賃借料のほか、事業実施に必要な費用は事業者が負担するものとする。

## 11 貸借した場所の原状回復

事業者は、事業期間終了後、速やかに太陽光発電設備等を撤去し、貸付場所を原状に回復して町に返還しなければならない。撤去及び原状回復に要する費用は、事業者の負担とする。

## 12 太陽光発電施設設置に伴う事故

太陽光発電施設の設置、管理又は撤去に際して、事故等が発生した場合は、事業者の責任において解決するものとする。

## 13 太陽光発電施設等の盗難及び破損

太陽光発電施設等の盗難、破損又はその他の損害が発生した場合、事業者の責任において対応するものとする。

#### 14 報告義務

事業者は、事業の進捗状況、発電状況、維持管理状況等について、町が求める場合は、速やかに報告しなければならない。

#### 15 連絡先の表示義務

事業者は、事業地内に連絡先を表示し、地域住民からの問合せ等に適切に対応しなければならない。

#### 16 その他遵守事項

- (1) 事業実施にあたっては、電気事業法、建築基準法、再エネ法等の関係法令を遵守するものとする。なお、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続については、事業者が行うものとする。
- (2) 町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。
- (3) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、町の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) その他、本資料に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。

## 別紙1 金銭的リスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			町	事業者	
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○	
	第三者賠償	太陽光発電設備及び付帯設備に起因する騒音・振動・光害等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止		町の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
			発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
			事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○		
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○		
設計段階	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
建設段階	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力共有開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
関連支払	支払い・遅延・不能	貸借料の支払いの遅延・不能によるもの		○	
		市中金利の変動		○	
	金利	用途の変更等、町の責による事業内容の変更	○		
維持管理関連	計画変更	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○	
	維持管理費の上昇	天候不良による発電量の減少		○	
	天候不良	設備に係る事故・火災による町施設・近隣不動産及び当該設備の損傷		○	
	町施設損傷		設備に起因する町施設への損害		○
			町施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
要求仕様不適合（施工不良を含む）				○	

